

四三

1412  
和702料

厚生省 關號 合議先番號受送月

第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日
--------------------------------------	--------------------------------------

甲乙ノ種別

案起  
昭和三十年十二月八日  
受局課  
月第  
日號  
理事官  
月  
日

判決  
月  
日  
合校  
行施  
月  
日

大臣  
次官

20.12.8

秘書課長  
總務課長

會計課長

審査委員

七四號  
請議案

昭和三十年十二月十四日公第勅令才七百二號

地方引揚援護局官制中改正ノ要アリ依テ

四三

日 月 送 受 號 番 先 議 合		
第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日
別紙勅令案ヲ提出ス 右閣議ヲ請フ 年 月 日 大臣 内閣總理大臣宛		

四三

裏面白紙

勅令第 號

地方引揚援護局官制中左ノ通改正ス

第二條中「次長」七人「次長」八人ニ改

ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

引揚民ノ増加ニ依リ地方引揚後護局一ヶ所増置ノ要  
了ルニ依ル

裏面白紙

